

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目次

◇告 示 健康保険法による保険医療機関の指定  
被爆者一般疾病医療機関の指定  
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施  
鳥獣保護区の廃止

## 告 示

### 鳥取県告示第七百六十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第七百六十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
青川外科医院	鳥取市田島字長丁一四五の二	外科、内科、脳神経科、婦人科、麻酔科、胃腸科	芦川 喬	昭和四十五年十一月十五日
岡空診療所	米子市糺町一丁目	小児科、内科	富田 幸美	昭和四十五年十一月十一日
田 中 医 院	倉吉市上井町二丁目九の二	耳鼻咽喉科、眼科	田中仁司旗	昭和四十五年十一月十五日
戸 田 医 院	八頭郡那家町大字那家二三五	全科	戸田 喜久	昭和四十五年十一月一日
足 立 医 院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	内科、放射線科	足立 史郎	昭和四十五年十一月十日
医療法人明和会 渡辺病院	鳥取市東町三丁目三〇七	精神科、神経科	医療法人明和会理事 渡辺 元	昭和四十五年十一月一日
足立産婦人科医院	倉吉市上井町二丁目一〇の七	産婦人科、内科、小児科	足立 佐	昭和四十五年十一月一日

指定年月日	名称	所在地
昭和四十五年十月十二日	木村内科医院	米子市天神町二丁目三五

鳥取県告示第七百六十四号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、ひな白痢検査及びニューカッスル病検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十五年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢及びニューカッスル病予防のため

二 実施する区域 県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一構内で飼育している牛。ただし、生後三月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

2 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

3 ニューカッスル病検査

県内で飼育している鶏

四 実施の期日

昭和四十五年十一月二十四日から昭和四十六年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応
- 4 ニューカッスル病検査 臨床検査及びHI抗体検査

鳥取県告示第七百六十五号

日光池鳥獣保護区を廃止したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十八条の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】